第13部　水　産　業

解　　説

この部には、「漁業センサス」、「海面漁業生産統計調査」、「内水面漁業生産統計調査」、「漁業経営調査」、「水産物流通調査」等の結果から漁業構造・漁業生産・漁業経営・水産物流通等に関する統計を掲載した。

1　調査の概要

(1)　漁業構造に関する調査

漁業の基本的生産構造及びその背景を明らかにするため、５年ごとに「漁業センサス」を実施している。

「漁業センサス」のうち「海面漁業調査漁業経営体調査」では、農林水産省－都道府県－市区町村－統計調査員の実施系統で、統計調査員が調査客体に調査票を配付・回収する自計調査(調査客体から面接調査の申出があった場合は統計調査員による面接調査)の方法により、営んだ漁業種類、経営組織、専兼業区分、並びに漁業を行った世帯員の性別、年齢、就業状況等を調査した。

また、「内水面漁業調査」、「流通加工調査」では、農林水産省－地方組織－統計調査員の実施系統で、調査客体による自計調査(又は統計調査員による面接調査「内水面漁業経営体調査」、オンラインによる報告（インターネット申告）「流通加工調査」）の方法により内水面漁業の実態、魚市場及び冷凍・冷蔵、水産加工場の状況等を調査した。

最新のデータは、平成25年11月１日現在で実施した「2013年漁業センサス」によるものである。

(2)　漁業生産に関する統計調査

海面・内水面の漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的として、「海面漁業生産統計調査」及び「内水面漁業生産統計調査」を実施している。

「海面漁業生産統計調査」は、統計調査員が、水揚機関を代表する者に調査票又は電磁的記録媒体を配布し自計する方法、又は統計調査員による面接聞き取りの方法、又は水揚機関の事務所の電子計算機の映像又は紙に出力された記録を閲覧し調査票に転記する方法等により行った。

なお、漁獲成績等報告書を利用できる漁業種類を営む海面漁業経営体については、漁獲成績等報告書による取りまとめを行った。

また、平成19年調査より、以下のとおり調査分類の見直しを行った。

ア　漁業種類を44分類から34分類に統合した。

イ　魚種を85分類から68分類に統合した。

「内水面漁業生産統計調査」は、委託事業者が内水面漁業協同組合、漁業経営体又は養殖業経営体に、委託事業者が任命する調査員、郵送、ＦＡＸ又はオンラインにより、調査票を配布、回収する方法で行った。

(3)　漁業産出額に関する統計

漁業生産活動による生産物を金額で評価することにより、金額ベースでの漁業の生産状況を明らかにし、水産行政等に必要な資料を提供することを目的としている。漁業産出額は、「海面漁業生産統計調査」結果から得られる魚種別生産量に、「産地水産物流通調査」結果等から得られる魚種別価格を乗じて推計している。

(4)　漁業経営に関する調査

海面漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営実態を明らかにし、水産行政等の推進のための資料を整備することを目的としている。

本調査は、標本経営体による収支・労働に関わる日記帳の記帳(自計申告)及び職員の面接調査による聞き取り調査を併用する方法、若しくは標本経営体が帳簿類等を用いて調査票へ記入(自計申告)する方法のいずれかにより取りまとめたものである。

「個人経営体調査」は、全国の個人で漁業を自営する海面漁業経営体のうち、第２種兼業を除いた経営体を対象として、漁船漁業(動力漁船を使用する)、小型定置網漁業、海面養殖業に分類している。

(5)　水産物流通に関する統計調査

(水産加工統計調査)

全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量を把握し、水産加工品の生産動向を明らかにして、水産物需給計画、水産加工業振興対策等の資料を提供することを目的とし、調査客体からの自計申告、調査員による面接による聞き取り等により実施している。

平成25年調査については「2015年漁業センサス」で調査を実施した。

2　定義及び用語の解説

(1)　漁業構造に関する統計

ア　漁業経営体

過去１年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去１年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

イ　漁業就業者

満15歳以上で過去１年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。

漁業就業者のうち、自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者を「自営漁業のみ」という(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)。

漁業就業者のうち、「自営漁業のみ」以外の者を「漁業雇われ」という(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)。

(2)　漁業生産に関する統計

ア　海　　面

漁業法に基づく共同・区画漁業権の設定された漁場区域並びに漁業権が設定されていない場合は農林水産省が定める区域、及びそれより沖合の水域と農林水産大臣が指定する湖沼をいう。

イ　海面漁業

海面において水産動植物を採捕する事業をいう。

ウ　海面養殖業

海面又は海面以外に設けられた施設において、海水を利用して水産動植物の種苗を採取又は集約的に育成し、収獲する事業をいう。

エ　内 水 面

河川及び湖沼をいう。

オ　内水面漁業

公共の内水面において、水産動植物を採捕する事業をいう。

カ　内水面養殖業

一定区画内の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動植物(種苗を含む。)を集約的に育成、収獲する事業をいう。

(3)　漁業産出額

当該年（暦年１か年）の漁業・養殖業による全ての生産量に、魚種別価格を乗じて算出したものをいう。

(4)　漁業経営に関する統計

ア　漁労所得

漁労収入から漁労支出を控除した額である。漁労収入とは、自家漁業・養殖業による漁獲物、収獲物の販売収入、自家消費・物々交換等の評価額である。漁労支出とは、自家漁業・養殖業による漁獲、養殖生産物の育成・収獲、販売等に要した費用、調査年の減価償却費の合計である。

イ　漁労外事業所得

漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁、農業等の事業等から得る所得をいう。

(5)　水産物流通に関する統計

水産動植物を主原料として製造された、食用加工品及び生鮮冷凍水産物をいう。

3　利用上の留意事項

全般に、統計量は単位未満を四捨五入してあるため、計と内訳が一致しない場合がある。

(1)　海面漁業生産統計調査

ア　漁獲量の計上

魚類、その他の水産動物類、海藻類は採捕時の原形重量、また、貝類は殻付の重量で計上している。

漁獲されたものでも、操業中に丸のまま投棄したもの、漁船の沈没で喪失したものは計上しない。

イ　漁獲量の計上場所

漁労体が所属する漁業経営体の所在地に計上(属人)した。

(2)　漁業産出額

推計期間は、１月から12月までの１年間である。

(3)　漁業経営調査(個人経営体調査)

調査期間は、１月から12月までの１年間である。

４　大海区図

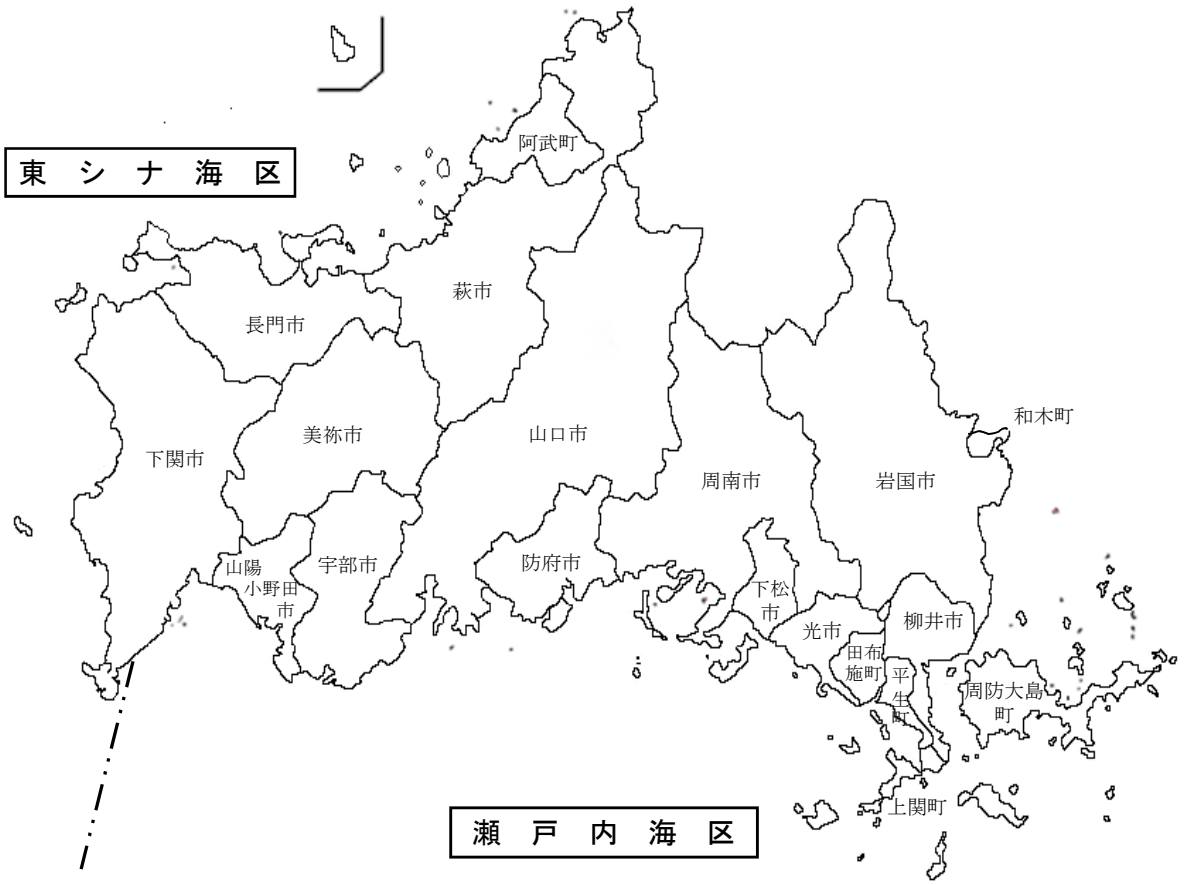

注：「東シナ海区」と「瀬戸内海区」の境は、下関漁業地区と壇之浦漁業地区の境界である。